

令和6年度

工事番号 第4号

五戸町社会福祉センター屋根防水補修工事

特記仕様書

五戸町字鍛冶屋窪上ミ36

五戸町

## 工事概要

- 1 工事番号 第4号
- 2 工事名 五戸町社会福祉センター屋根防水補修工事
- 3 工事場所 五戸町字鍛冶屋窪上ミ36
- 4 工事内容 五戸町社会福祉センター屋根防水補修工事
  - ・撤去工事
  - ・屋根改修工事
  - ・共通仮設費
  - ・現場管理費
  - ・一般管理費
- 5 工期 令和6年6月14日（金）まで
- 6 工事範囲 設計図書及び特記仕様書に示す範囲
- 7 契約書式 五戸町契約規則による
- 8 質疑応答 別紙参照

## 特記仕様書

- 適用範囲 本工事は、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」、「建築工事標準詳細図（令和4年版）」を適用する。
- 材料検査 材料及び特に記載されたものの他の材料は全て新品とする。  
特記された商品名、製造所、施行業者等の仕様材料はそのものとする。但し監督員の承諾を得て同等以上の材料に変更することができる。  
仕様材料は、全て監督員の検査を受けて承認を得ること。
- 施行図 施行上必要な詳細図及び原本図は、施行に先立ち提出して監督員の承認を得ること。
- 工程表 工事の施行に先立ち、工程表を作成し提出すること。
- 工事写真<sup>4)</sup> 着工前の現況、工事中工程、完成後の施行写真をファイルし、出来形管理図表とともに提出すること。
- 養生地 既存建物又は既存部分の亀裂、汚損、破損等のおそれのある部分に対しては適当な材料で養生すること。  
職員、利用者に対しての危害防止については、十分注意し、危害防止用仮設工事等対処すること。  
また、隣接地並びに隣接人に対しても同じものである。
- その他 その他必要と認められる事項が生じた場合は、監督員と協議するものとする。